

○郡山市教育委員会傍聴人規則

平成27年3月26日

教委規則第3号

(傍聴券)

第1条 郡山市教育委員会(以下「委員会」という。)の会議を傍聴しようとする者は受付において傍聴人名簿にその住所、氏名、職業及び年齢を明記し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴席)

第2条 傍聴券の交付を受けて入場するときは、傍聴券を示し、係員の指示に従い、指定の席につかなければならない。

(入場拒否)

第3条 次に掲げる者は、入場することを許さない。

- (1) 銃器、凶器その他危険のおそれあるもの又は異様のものを携帯している者
- (2) 酒気をおびている者
- (3) 12歳未満の者
- (4) その他教育長が不相当と認める者

(平13教委規則2・一部改正、平27教委規則3・一部改正)

(集団傍聴)

第4条 集団的に傍聴しようとするときは、代表者はあらかじめその旨を教育長に申し出なければならない。

(平27教委規則3・一部改正)

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、如何なる事由があっても議場に入ることを許さない。

(傍聴人数の制限)

第6条 傍聴人員は時宜に応じ、教育長においてこれを制限することができる。

(平27教委規則3・一部改正)

(傍聴人の遵守事項)

第7条 すべての傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場内の言論について、よしあしを言わないこと。
- (2) みだりに出入し、喧騒にわたり、議事の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 見苦しくない服装を整えること。
- (4) 帽子、襟巻、外套の類を着けないこと。
- (5) 傘、杖の類を携帯しないこと。
- (6) 飲食又は喫煙しないこと。

(傍聴券の返還等)

第8条 傍聴人は、会議が閉会したときは、直ちに退場するとともに傍聴券を返還しなければならない。

(平13教委規則15・全改)

(退場命令)

第9条 傍聴人が、この規則に違反し、又は議場の秩序をみだすおそれがあるときは、教育長は退場を命ずることができる。

(平27教委規則3・一部改正)

(非公開等の場合の退場)

第10条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないとする議決があったとき、又は前条の規定により退場を命じられたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(平13教委規則15・全改、平27教委規則3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第15号)

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(郡山市教育委員会会議規則の経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。)が、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間(以下「在職特例期間」という。)は、第2条の規定による改正後の郡山市教育委員会会議規則の規定(「委員長」を「教育長」に改める部分に限る。)は適用せず、同条の規定による改正前の郡山市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

(郡山市教育委員会傍聴人規則の経過措置)

3 在職特例期間は、第3条の規定による改正後の郡山市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の郡山市教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。